

1 事故にあいやすい子どもの本来的な特性

乳幼児期の子どもは、大人と一緒に環境で過ごしています。しかし、子どもの身体・運動能力は大人と異なるため、身の回りのものが事故の危険原因となりうるほか、事故が起きたときの身体へのダメージが大きくなります。このことを4点に分けてみてみます。

①子どもは、身体が大人と比べて小さい。

子どもは、大人と比べて、身長や四肢、体表面積、臓器類等すべてが小さい。

- 例) ・大人にとっては危険でない隙間に指や手足、頭をはさんだり、段差が転倒の原因となったりする。
- ・のどが細いため、誤飲による窒息を起こす。
 - ・身長が低いため、視界がさえぎられ、交通事故などにあう。
 - ・出血ややけどなどの全身への影響が大きく、事故の影響が重症化する。

※子どもの事故を未然に防ぐための機械製品等の安全設計に向け、(社)日本機械工業連合会では、経済産業省と連携し、未就学児(満0歳児から満6歳児まで)約1,000人の身体特性の調査(委託先:(社)人間生活工学研究センター)を行い、身長、体重など42項目に関してデータ公表を行っています(<http://www.hq1.jp/database/index.html>)。

②子どもは、身体バランスが大人と異なる。

子どもは、3歳児でだいたい3頭身、3~6歳児で5頭身前後と、頭の比率が大きい。また、胴体の厚みよりも頭の直径が大きい。

- 例) ・バランスを失いやすく、転倒しやすい。
- ・頭が通る隙間であれば体が通るため、落下事故が起きる。
 - ・身体が通り抜けても、頭がひっかかり、抜けなくなる。

③子どもは、身体機能、運動能力が未熟である。

子どもは、嚥下力が弱い、皮膚が薄い、体温調節力が低いなど、身体機能が未熟である。また、筋力や平衡感覚などの運動能力も未熟である。

- 例) ・嚥下力が弱く、誤飲による窒息を起こしやすい。
- ・肌が薄く、火傷が重症化しやすい。
 - ・体温調節力が未熟で、熱中症になりやすい。
 - ・筋力が弱く、身体を支えたり、物につかまったりできない。
 - ・平衡感覚が未熟で、素早く身をかわして危険を避けることができない。

④子どもの理解力や行動は、大人と異なる。

- 例) ・危険という観念が分からず、危険なものでもさわったり、口にしたりする。
- ・大人が思いもよらない動作や行動をとり、何をするか予測がつかない。

2 子どもの発達と起こりやすい事故の変化

乳幼児は、年齢・月齢により、身体の大きさ、身体機能・運動能力・理解能力等が変化するため、それに伴い、起こりやすい事故の内容も変化するという特徴があります(表7)。

表7 乳幼児の発達と起こりやすい事故

	新生児	→ 6か月	→ 1歳	→ 2歳	→ 3歳
発達の様子	寝返り 指しゃぶり	ひとり座り 手づかみ	ハイハイ	つたい歩き ひとり歩き	走る・とぶ
誤飲や窒息	たばこ・薬・コイン・ボタン・電池など 枕・柔らかいふとん ひも・よだれかけ		ビニール袋 ナッツ類		洗剤・化粧品等を開けて飲む
やけど	湯たんぼ 風呂・シャワー	食事中に湯飲み等を倒す	ストーブ・アイロンに触る ポット・炊飯器の蒸気に触れる	ライター	花火
溺水					浴槽・洗濯機へ転落して溺れる 海や川やプール等で溺れる
転落	親がうっかり落とす ベッド・ソファから落ちる		ベビーカー・いすから落ちる 自転車・階段から落ちる		ブランコや滑り台から落ちる 窓やベランダから落ちる
打撲や切り傷			扇風機の羽根に触る 転んでテーブルの角等にぶつかる	ドアに挟まる	
その他		自動車内放置による熱中症 ベビーカー・自転車に乗せたまま離れる			交通事故

5 保護者への事故防止教育の場

(1) 母子保健事業

区市町村の保健所・保健センターが行う母子保健事業では、妊娠期から3歳児健康診査までの保護者への事故防止教育に適した時期に、継続的に保護者と関わりを持つことができます。また、子どもの心身の発達を守るという事業の性質上、事故防止教育の実施機会として適しています。

事故防止教育を行う場としての母子保健事業のメリット

- 1 妊娠期から乳幼児期を通じて、継続的に保護者と接し、保護者の参加率が高い。
- 2 乳幼児の心身の成長・発達について、学ぶ機会が多い。
- 3 保健師等の専門職が、保護者に指導を行う。
- 4 保護者が子育てに不慣れな時期であるので、熱心に学ぶ傾向がある。

(2) 保育機関等

保育所など、子どもの生活の場であり、また保護者と継続的な接点を持つ場も、事故防止教育の場として、適しています。保育士等は、子どもの成長を日々見ているため、子どもの成長にあわせた事故防止教育を保護者に行うことが可能です。

また、事故防止教育の実施により、職員の事故防止に対する意識や、応急手当などの技能が向上するという効果も見込まれます。

事故防止教育を行う場としての保育機関のメリット

- 1 子どもの日常生活を見られる。
- 2 保護者と継続的な関わりを持つため、子どもの成長にあわせて教育を行うことが可能である。
- 3 信頼感が高い「先生」から教えてもらうことで、保護者の興味をひき、高い実施効果が見込まれる。
- 4 保育所の安全対策の向上が見込まれる。

(3) 子ども家庭支援センター・ひろば等

区市町村の子ども家庭支援センターやひろばなど、多くの子育て家庭が集まる場も、事故防止教育の場として活用できます。

事故防止教育を行う場としての子ども家庭支援センター等のメリット

- 1 気軽に事故防止を学ぶことができる。
- 2 保育所等に通っていない子育て家庭に対して、事故防止教育を行うことができる。

1 教材を使用するに当たっての共通的な留意事項

事故防止対策の実施に当たり活用できる教材ごとに、その目的と使用方法、留意点等を示します。教材には、学習効果を高める各々の特徴がありますが、伝えられる内容に限界があるため、教材の特徴を知った上で、多角的な視点から有効に活用することが重要です。どの教材を活用する場合でも、共通的に留意すべき点は以下の7点です。

(1) 想像力の養成

乳幼児の行動特性や、事故例、危険の可能性は、非常に多岐にわたるため、教材にすべての内容を盛り込むことはできません。また、各家庭の住環境もそれぞれ異なります。

そのため、保護者が、教材を参考にしながら、自分の家庭に応じた対策をとれるよう、教材の使用に当たっては、追加情報を補足する必要があります。乳幼児の保護者は、子育て経験の少ない場合もあるため、事故関連器物＝危険な物や例にあげられた物のみ、というような刷り込みが生じないよう、留意する必要があります。

また、家族や祖父母等と、具体的に各家庭で、どのような危険があるかを話し合い、チェックをするよう、指導することが重要です。

(2) 具体的な対応策の例示

子育て経験の少ない保護者にとって、危険があることはわかっても、具体的にどうしてよいか分からないという場合もあります。危険を示すときには、できるだけ具体的な対応策（事故防止グッズの活用や、注意事項など）を併せて示すことが重要です。

(3) 子育て支援の面からの配慮

乳幼児の保護者は、妊娠や子育てという、心配や不安の多い時期を過ごしています。そのため、保護者への事故防止教育を行うに当たっては、事故に対する過度な恐怖心を与えないように説明することが重要です。

また、子どもを危険から守ろうとするあまり、保護者が「あれもだめ、これもだめ」と禁止の指示ばかり出してしまわないよう、十分留意して指導することが大切です。

豊島区「のびのび子育て～子どもを事故から守りましょう」より

「のびのび子育て」をするために

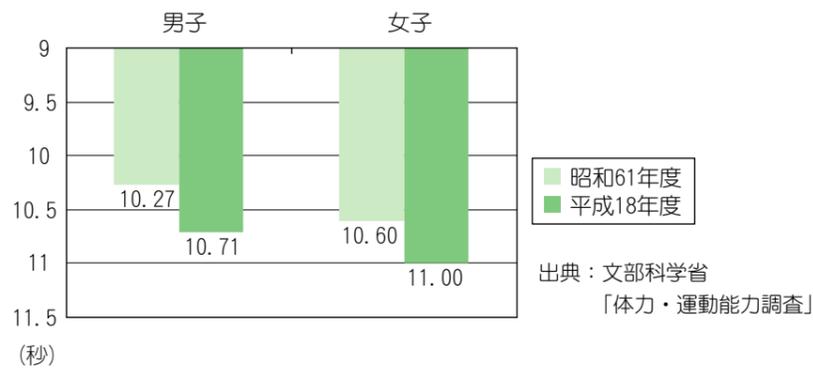
- ① ダメダメ、と言うより予防をしっかりと
- ② 子どもが静かなときこそ要注意
- ③ 「まだまだできない」と油断は禁物
- ④ 2度ある事故は3度ある
- ⑤ おうちの中は整理整頓
- ⑥ よその家、慣れない場所では要注意

(4) 子どもの遊びと事故防止

子どもは、転ぶ、つまずくといった失敗を繰り返して、バランスをとる、よけるという反応を身体で覚え、とっさの判断力や、瞬発力を身につけていきます。特に、3歳までに、運動などで汗をかくことにより、体温調節機能が発達します。また、遊びや運動を通じて、協調性や社会のルールを学んでいくという面もあります。

近年、外遊びの減少などを背景として、子どもの体力の低下が指摘されています（図15）。大きな事故につながらないように留意をしつつも、適度な運動や遊びによって、子どもが体力と危険回避能力を高めしていくことも重要です。

図15 子どもの体力（50m走・7歳・全国）



(5) 複数の子どもがいる場合の事故

教材を使用する際、対象年齢の子どもへのケアを念頭において説明を行うことが一般的です。しかし、複数の子どもがいる場合には、保護者が別の子どもの世話をしているときの事故、子ども同士で遊んでいるときの事故など、場面に応じた注意が必要です。主な事故例について、P55にまとめていますので、説明の参考としてください。

(6) 乳幼児の応急手当や相談先

万が一、乳幼児の事故が起こった場合には、的確な初期対応が必要です。また、保護者が、軽症・重症について、ある程度の見極めができると、救急車の出動件数や医療機関の受診数の減少につながります。乳幼児の応急手当については、対応が画一的ではないため、保護者が専門職から直接、実践的に学ぶことが効果的です。また、いざというときの相談先についても、説明し、普段から保護者が知っておくことが大切です。

(7) 製品事故

事故防止のためには、安全な製品を選択すること、使用法を守ることを伝えることが重要です。また、万が一、製品による事故が起きた場合、多くの知見の集積が、新たな事故の阻止や、商品の安全性の改良につながり、今後の事故防止に有効であるため、消費生活センターなど適切な機関への連絡が必要であることを伝えます。

2 乳幼児期の事故防止学習ソフト「見つけて防ごう！子どもにとっての身近な危険」

(1) 教材の目的

東京都では、平成20年1月に、乳幼児期の事故防止学習ソフト「見つけて防ごう！子どもにとっての身近な危険」（以下「学習ソフト」という。）を作成しました（図16）。

この学習ソフトは、乳幼児の保護者が、事故例や子どもと大人の視界の違いを、視覚的に体験した後に、成長に応じた子どもの特性や事故例、家の中の危険と防止策を学習することにより、事故防止に興味を持ち、また、実践的な知識を身につけることを目的としています。

学習ソフトは、区市町村の母子保健事業等を通じて、保健師等の専門職が保護者に説明することを想定して作成しましたが、保護者が自分自身で操作し、学習することもできます。

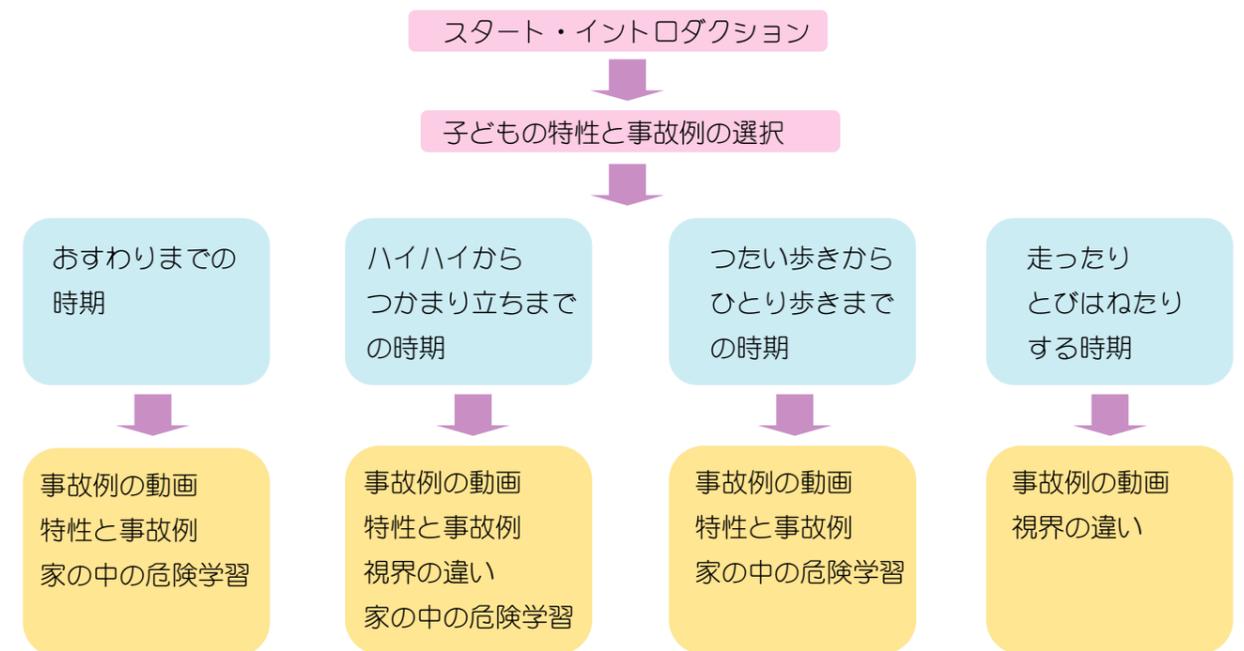


図16 事故防止学習ソフトトップページ

(2) 教材の特色

- ①対象年齢
0歳から3歳までの乳幼児
- ②学習ソフトの構成

乳幼児期は、成長の過程に個人差が多い時期であることも考慮し、年齢別ではなく、子どもの運動能力による4部構成とし、それぞれの時期に応じた特徴と事故例、防止策を学習する内容となっています。



③添付冊子

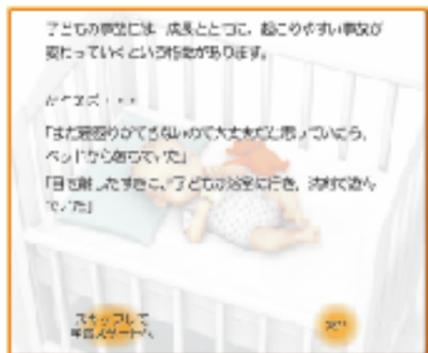
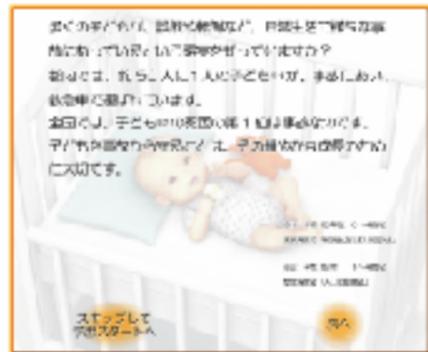
学習ソフトでは、事故が多い代表的な場所として、居間と浴室を学習画面としていますが、その他の危険な場所の参考として、台所、階段、トイレ、屋外などについて説明しています。

(3) 使用に当たっての留意点

- ①事故が起こる様子を動画で示しているため、保護者にとって、わかりやすく印象付けられる反面、過度な不安を抱く可能性もあります。気をつければ事故は防げることを補足して説明することが大切です。
- ②簡略に示すために、各年代で起こる代表的な事故例、居間と浴室という代表的な場面を提示したため、添付冊子等も参考としながら、その他の事故例や、他の場面での危険を考えられるよう、誘導が必要です。

(4) 使用例・留意点等

○イントロ



【留意点】

- ・新聞やニュースなどでの事故例などを示し、事故は他人事ではないことなどを説明する。
- ・データは、平成18年(度)当時のものなので、説明時期や区市町村管内の相談件数など地域の実情にあわせて、適宜、補足説明を行う。
- ・「ヒヤリ・ハット」*の観点からは、死亡や重症にいたらない事故も多いと想定されるため、事故は身近な問題であることを説明する。
- ・子どもの事故と、成長との関係を伝える。
- ・既に子育て経験がある保護者などであれば、「ヒヤリ」とした経験などを話しあってもらってもよい。

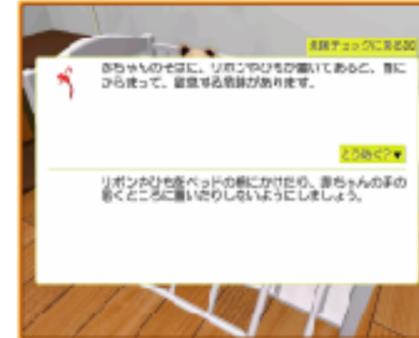
* ヒヤリ・ハット：重大な事故に至らなかったものの、ヒヤリとしたり、ハッとするなど、事故になりかねない一歩手前の危険な事例。

①おすわりまでの時期



【事故例動画】

- ・寝返りをうった拍子に、うつぶせになり、柔らかい枕で鼻や口がふさがれ、窒息を起こす例。
- ・特に乳児期は、保護者が安全な環境を整えることが重要である点を説明する(参照P33 窒息)。

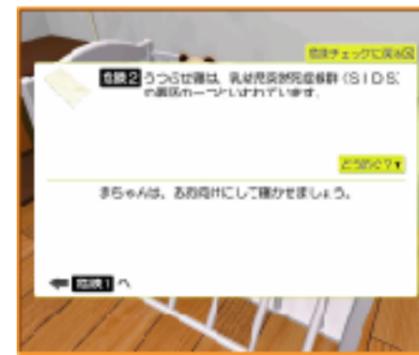


【留意点】

- ・特に乳幼児期は、ベッドの中で過ごすことが多いため、ベッド及びベッドの周りを安全にすることが非常に重要である。
- ・ぬいぐるみ・タオル
窒息原因としては、ほかにもクッションなどがある。
- ・リボン・ひも
実際の事故例では、お守りのひも、カーテンのひもなどがある。



- ・柔らかい枕、柔らかい布団
「柔らかい」の概念が伝えづらいため、具体的に示す。
- ・枕
ベビータオル等で代用し、使わない人も多い。枕を使わないといけいないのかと不安を抱かないようにする。
- ・ベビーベッド
ベビーベッドを購入する場合は、安全マークのついているものを選ぶ。お下がりやリサイクル品の場合は、マットレスとベッドとの隙間や柵の幅等、安全に十分留意することを教える。(アメリカ消費者製品安全委員会)
マットレスとベッドの隙間を、固いタオル等で埋める方法についても、具体的に示すことが必要である。



- ・SIDS (乳幼児突然死症候群)
発症のリスクを下げるため、うつぶせにして寝かせない、タバコを吸わない、母乳育児が適していることを説明する(参照P34 SIDS)。



- ・親がうっかり落とす、ベッドやソファ、ベビーカーから落ちるなどの事故、車中に残して熱中症になるなど、その他の危険について話し合う。

②ハイハイからつかまり立ちまでの時期



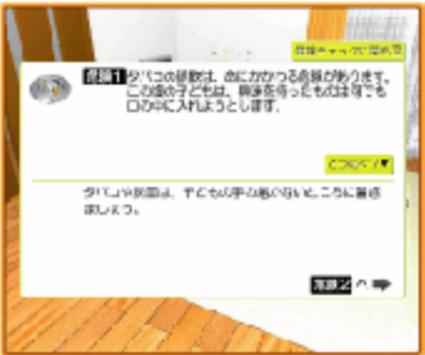
【事故例動画】

- つかまり立ちの子が、机の上の灰皿からタバコを誤飲する例。
- 実際に、この時期に誤飲の事故が多く、特にタバコの誤飲が多発していることを教える（参照P35～41誤飲）。
- 大人の真似をしたがる時期には、家の中のものすべてに興味をもち、使い方を真似ようとするため、事故が多くなる。

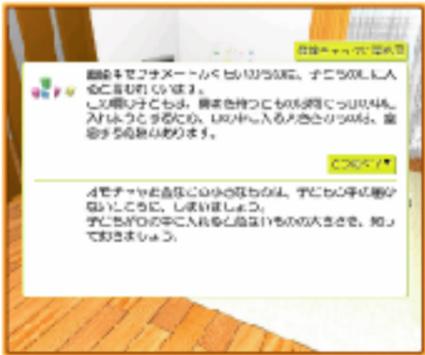


【子どもの視界体験】

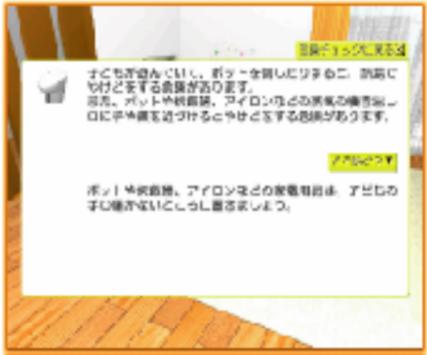
- 子どもの視界が大人と異なることを体験する。
- ハイハイなどの高さの目線で、子どもの視界を体験してもらうことも効果的である。



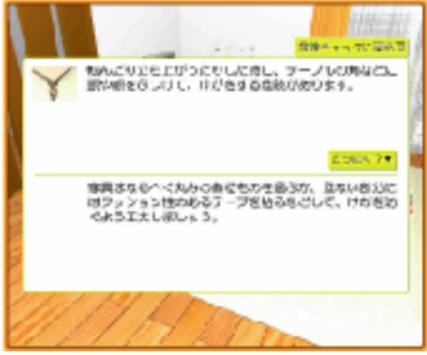
- タバコ
誤飲、受動喫煙防止、SIDSの予防の面から、子どもが小さいうちはタバコを吸わないよう、指導する。タバコや灰皿は、子どもの手の届かないところに置く。水分にニコチンが溶けると、危険性が特に高まるため、空き缶やペットボトルを灰皿の代わりにしないよう、注意を促す（参照P40）。



- 誤飲
誤飲防止教材などを用いるのも効果的である（参照P29）。母子健康手帳では、子どもの口（3歳児）の直径は約39mmと記載されている。
- 小さいおもちゃ
その他、どのようなものがあるかを話し合う。
- あめ
ミニトマト、生野菜、こんにゃくゼリー、おもちなど大きさや固さでつままりやすいものを示す（参照P39）。
- ピーナッツ・豆類
特に誤嚥の危険があり、注意が必要である（参照P40）。



- ポット
その他、やけどでは、食事中の事故が多いので注意が必要である（参照P42～43）。



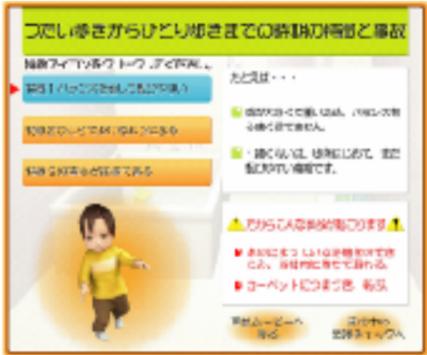
- テーブル
ぶつける危険箇所としては、角のほか、側面などがある。乳幼児期の事故では、家具での転倒・転落事故が多いことについて言及する（参照P44）。

③つたい歩きからひとり歩きができるまでの時期

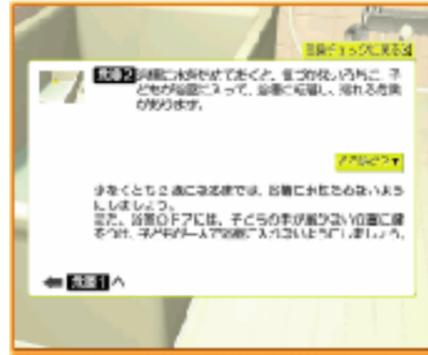


【事故例動画】

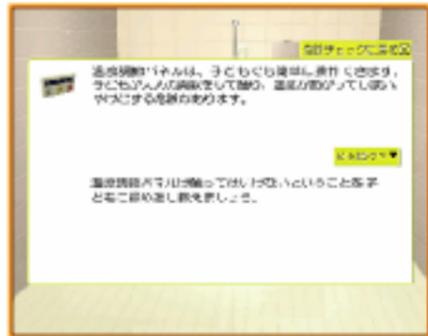
- 浴槽に身を乗り出して、バランスを崩し、溺れる例。
- 溺水は、数自体は少ないものの、重篤・死亡例が非常に多いため、十分な注意が必要であることを示す（参照P45）。



- バランスが悪い
つたい歩きからひとり歩きまでの時期の子どもは、体に比べ、頭が大きくて重いいため、バランスを崩して転びやすい。平地では自分で起き上がるが、溺水の場合には、衣類の重み等もあり、起き上がれないので注意する。また、ベランダからの転落にも注意が必要である。



- ・浴槽
防災の観点からは水を備蓄することが重要だが、少なくとも子どもが2歳になるまでは残し湯をしないようにする。
また、風呂にふたをしても、間から落ちる、ふたが割れるなどの事故があるため、ふただけでは転落は防げないことを示唆する。
- ・水のいった洗面器
約10cmの深さの水があれば、子どもは起き上がり、溺れる可能性があるため、洗濯機やトイレ、バケツの水、庭の池など、水周りに注意することを教える。



- ・温度調節パネル
その他、お湯の水栓、シャワーなども危険である(参照P43)。

④走ったり、とびはねたりする時期



- 【事故例動画】**
- ・蝶に夢中になり、道路に飛び出す例。
 - ・実際に保護者が側にいる状況での事故が多いことを示唆する(参考P8・10)。
 - ・車道側は子どもに歩かせない、道路の反対側で子どもを呼ばない、人混みの中では手をつなぐなどの点についても指導する。



- 【子どもの視界体験】**
- ・子どもの視界が大人と異なることを体験する。
 - ・チャイルドビジョンなどを作成して、実際に体験することも効果的である(参照P27)。
- ・家庭内での事故の注意点は、他の年代と共通であるため、家の中の危険チェック項目は設定していない。
 - ・運動能力が高まり、外遊びをする時期であるため、公園の遊具での事故や、走り回っての転倒や衝突などの事故が増えることにも言及する。

3 普及啓発用リーフレット「子どもに安全をプレゼント」

(1) 教材の目的

東京都では、平成14年3月に、乳幼児の事故防止のための普及啓発用リーフレット「子どもに安全をプレゼント」(以下「リーフレット」という。)を作成しました。

このリーフレットは、保護者が身近な母子保健事業の機会を通じて、年齢発達に応じた子どもの事故防止策をチェックすることにより、実践的な知識を身につけることを目的としています。なお、平成20年度から、都内区市町村に対し、著作権を承認しています。

(2) 教材の特色

①対象年齢

0歳から5歳までの乳幼児

②リーフレットの構成

リーフレットは、区市町村の保健所・保健センターで実施している事業のうち、保護者の参加が高い事業を想定し、その時期に応じた内容構成としています。具体的には、下記の4種類です。

- ①母親・両親学級 - 事故防止全般(図17)
- ②3～4か月児健康診査 - 3～6か月児対応
- ③1歳6か月児健康診査 - 1歳6か月～3歳児対応
- ④3歳児健康診査 - 3～5歳児対応

(3) 使用に当たっての留意点

①保護者が活用するための工夫

冊子の利点は、家で読み直し、適宜活用できるという点にあります。

一方、保護者が持っているだけで安心してしまい、読まないこともあるため、興味を持ってもらう工夫が重要です。

②「チェック」を目的としないための工夫

チェックをして終わるのではなく、事故防止グッズの使用例など、具体的な事故防止対策につなげる、他の危険を想像し、備えるための工夫が必要です。

③育児不安等への配慮

リーフレットは、対象年齢が記載されているため、保護者が、子どもの発達の遅れ等の不安を感じることがないように、子どもの発達には個人差があることを十分説明することが重要です。

図17 母親・両親学級用のリーフレット

子どもに安全をプレゼント

母親・両親学級用

事故防止のポイント

東京都

制作・編集：国に保健医療科学技術院保健部 田中研造
 東京都福祉保健局子ども安全対策課
 発行：東京都福祉保健局子ども安全対策課
 TEL 03-5321-4372
 【印刷機：K112】

R100 発行12月

4 チャイルドビジョン（幼児視野体験めがね）

(1) 教材の目的
 チャイルドビジョン（幼児視野体験めがね）は、子どもの視界を大人が体験し、交通事故の防止に役立つ教材です。

昭和57年に横浜市交通局が、スウェーデンの交通心理学者サンデルスの学説をもとに、デザイナー寺田松雄氏に委託して作成したものが最初です。幼児の視力については、2歳頃に大人と同様な能力を獲得するという説もあるため、保健医療的な知見というよりは、むしろ子どもの視界への注意喚起などの契機として意義があるといえます。

東京都は、平成18年9月に、横浜市交通局及び寺田氏の協力のもと、チャイルドビジョンを作成し、区市町村に配布しました（図18）。

(2) 教材の特色
 チャイルドビジョンは、子どもは夢中になると周りのものが見えにくくなるという知見を活用して考案されており、大人が子どもの目の高さになって、子どもの視界を体験することが重要です。なお、視界を遮る効果を高めるため、めがねの内側に黒い面が来るように作成します。

(3) 指導上の留意事項
 チャイルドビジョンの使用に当たっては、以下の点に留意して指導してください。

- ①チャイルドビジョンは、おおむね6歳前後の子どもを想定して作成されたものですが、子どもの特性として説明するうえでは、3歳から9歳くらいを対象に使用できます。
- ②チャイルドビジョンに記載されている子どもの特性や交通安全策についても、あわせて説明を行うことが重要です。
- ③チャイルドビジョンは、子どもと一緒に作ったり、子どもと一緒に使って楽しいという側面もあるため、事故防止教室等に有用なツールです。ただし、子どもがのぞきながら、道路等を歩くと、より視界が狭まり危険な場合があるため、使用に当たっては、十分気をつけるよう、保護者に指導します。

図18 チャイルドビジョン

チャイルドビジョン 完成図

子どもの視界は大人より狭く、視野の中心は目の高さから約100度の範囲に広がります。また、目の高さから約100度の範囲に広がる視野は、目の高さから約100度の範囲に広がる視野よりも狭く、視野の中心は目の高さから約100度の範囲に広がります。

【作り方】
 〇 切りとり線
 〇 折り線

子どもを守るのはあなたです
 東京都

制作協力：横浜市、テラクラフトスタジオ 寺田松雄

- 1 おちやんに近い場所を避けてください。
おちやんに近い場所を避けてください。おちやんに近い場所を避けてください。
- 2 ベビー用品やおもちゃを散らかるとき、デザインよりも安全を優先してください。
ベビー用品やおもちゃを散らかるとき、デザインよりも安全を優先してください。
- 3 おちやんのそばを歩かないでください。
おちやんのそばを歩かないでください。
- 4 丸の形や角の鋭いおもちゃは避けてください。
丸の形や角の鋭いおもちゃは避けてください。
- 5 おちやんのそばを歩かないでください。
おちやんのそばを歩かないでください。
- 6 ベビーベッドのそばにマットレスを置かないでください。
ベビーベッドのそばにマットレスを置かないでください。
- 7 チャイルドシートを正しく着用してください。
チャイルドシートを正しく着用してください。
- 8 おちやんに一人で遊ばせておくことは避けてください。
おちやんに一人で遊ばせておくことは避けてください。

5 普及啓発用リーフレット「赤ちゃんの生命を守るために」

(1) 教材の目的

保護者が、SIDS（乳幼児突然死症候群）の正しい情報と予防策を知るための普及啓発用資料として、平成12年3月に、東京都が作成しました（図19）。平成19年度現在、都内区市町村に対し、著作権を承認しています。

(2) 教材の特色

SIDSのリスクに関して、あおむけ寝の推奨、喫煙・受動喫煙の防止、母乳育児の推奨を挙げています。あわせて、不慮の事故防止のためのチェックポイントを掲載しています。

(3) 指導上の留意事項

SIDSに関する事項は、特に妊婦に対しては、分娩や育児への不安という点では、説明しにくいテーマではありますが、新生児期からの注意が必要な事項であるため、確実に指導を行うことが重要です。

あわせて、あおむけ寝－乳児の寝具等の選び方、喫煙・受動喫煙の防止－妊婦のタバコ・アルコール等の摂取禁止や家族の協力、母乳育児－母乳育児の意義と支援など、幅広いテーマで指導を行うことが効果的です。

図19 「赤ちゃんの生命を守るために」表紙



6 誤飲防止用教材

(1) 教材の目的

子どもの口の大きさに入るものは、誤飲の危険があります。保護者等が身近にあるものの大きさをチェックし、誤飲についての理解を促進するツールです。誤飲防止用教材の誤飲チェッカーは、社団法人日本家族計画協会、緑園こどもクリニック院長山中龍宏、朝日大学歯学部教授田村康夫*の三者の共同により、乳幼児の口腔内に入るものをチェックするために制作されました。他にも、チャイルドマウスなど、名称や形状が異なる同趣旨の教材があります。

*「頭部エックス線規格写真に基づく幼児口径の計測と誤飲・誤嚥チェッカーの開発」
小児歯誌（平成13年）

(2) 教材の特色

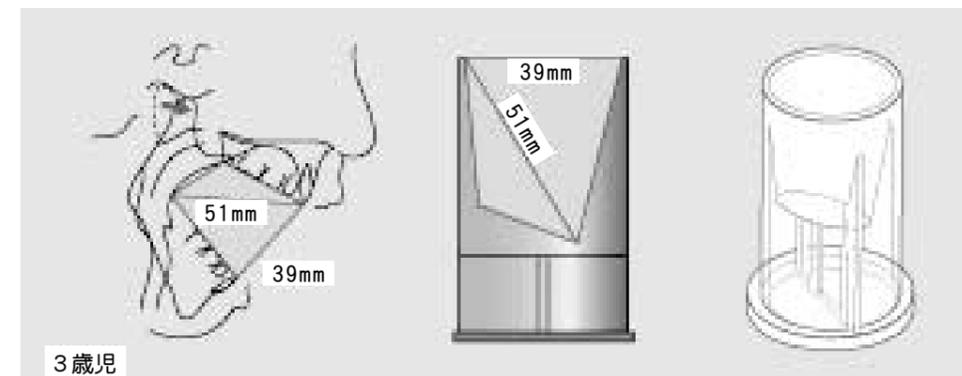
「乳幼児の口腔容積報告書」（社団法人日本家族計画協会 平成14年3月）などの調査に基づき、3歳児の口の大きさは直径約39mmであることや、のどの奥行きが約51mmであることを利用して、制作された教材が多くみられます（図20）。

(3) 指導上の留意事項

誤飲防止用教材は、概ね3歳前後の幼児を想定して作成されたものですが、誤飲の防止のためには、予防的に0歳児の保護者から普及啓発することが重要です。

誤飲防止用教材以外で説明する場合には、ラップの芯や500円玉の大きさなど、分かりやすい例示により、理解を助けるのも効果的です。

図20 誤飲防止用教材の考え方



出典：日本家族計画協会ホームページ（田村康夫・山中龍宏監修）

7 厚生労働省作成教材「危ないのはどこかな？」

(1) 教材の目的

平成18年3月、厚生労働省が「健やか親子21」の事故防止策の促進のために、作成したパネル教材です。

(2) 教材の特色

居間、台所、浴室の3つの生活場面について、危険な箇所をチェックするパネルです(図21)。家の中の危険を場所ごとに示した、分かりやすい内容となっています。

図21 「危ないのはどこかな? 居間編」



(3) 指導上の留意事項

厚生労働省のホームページにおいて、国立保健医療科学院との連携のもと、「事故予防支援サイトー子どもに安全をプレゼント」を開設しており、母子保健事業のための事故防止指導マニュアルや、一般向けの安全チェックテスト、保健医療・保育関係者用の指導パンフレット・家庭内安全チェックリスト・応急手当法などの情報がまとめられています。

体系的な事故防止対策の実施のために、参照してください。

(<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>)

1 子どもの年齢と事故防止教育の目標

子どもの月年齢に応じて起こりやすい事故が変わり、また、保護者の子育て経験も豊富になります。子どもの月年齢に応じた事故防止教育の概ねの目標を示したものが、表10です。

表10 事故防止に関する教育目標

全年齢共通的な目標

- 事故は、子どもの健康、生命を脅かす最も大きな原因であることを知る。
- 子どもの事故は、大人の注意で防げるものも多いことを知る。
- 子どもの事故は、成長段階ごとの子どもの特性と関係があることを知る。
- 子どもの事故防止の観点から、自身の生活環境を見直すことができる。
- いざというときの対応法(応急手当や事故情報の連絡)や連絡先を知る。

時期	教育目標	使用教材例	留意点
妊娠期	<ul style="list-style-type: none"> ・出産に備えて、乳幼児用品(枕・衣服等)や家具等の製品の選び方を知る。 ・寝具等での窒息やSIDSの防止について知る。 	学習ソフト(イントロ~おすわり) 子どもに安全をプレゼント(母親学級用) 赤ちゃんの生命を守るために	子どもが一緒にいないため、落ち着いて講義を聴くのに適している。
3~4か月児	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイハイから歩き始めるようになる1歳前後は、事故の発生のピークであることを知る。 	学習ソフト(ハイハイからつかまり立ち) 子どもに安全をプレゼント(3~4か月児用) 危ないのはどこかな(居間編) 誤飲チェッカー	子どもがまだ歩かないので、ある程度落ち着いて講義を聴ける。
1歳6か月児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動能力が高まり、あらゆるところに事故の危険があることを知る。 	学習ソフト(つたい歩きからひとり歩き) 子どもに安全をプレゼント(1歳6か月児用) 危ないのはどこかな(台所編・浴室編)	子どもが歩き回るので、託児などがあつた方がよい。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに「危ない」という概念を教えることができる。 ・交通事故や遊具での事故を防ぐよう意識する。 	事故防止ソフト(走ったり、とびはねたりする) 子どもに安全をプレゼント(3歳児用) チャイルドビジョン	

2 事故防止教育の実施機会での注意点

(1) 母子健康手帳交付時

母子健康手帳の交付時は、妊婦と行政機関との最初の接点です。この時期は、妊婦や家族に、生まれてくる子どもへの関心が徐々に高まっていく時期でもあります。

母子健康手帳の交付時の対応者は、保健師等の専門職以外であることも多いため、事故防止教育の方法は、主にリーフレット等の配布や学習ソフトの視聴などになります。

一方、母子手帳交付時に渡される普及啓発冊子などが非常に多いため、教材を配布しても、十分活用されないおそれがあります。その場合は、その後のフォローアップを十分行うことが重要です。

(2) 各種訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業等）

新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業など、乳幼児のいる家庭への直接訪問の機会は、事故防止の具体的方法を教えるという点では、実施効果が非常に高いと思われます。

しかし、両事業の主目的は、新生児の心身状態の把握や育児方法の指導、育児不安の解消や子育て支援情報の提供等にあり、各家庭の実情に応じて、事故防止策についての言及や、危険な箇所への指導を臨機応変に行うことが重要であるため、同事業に従事する職員に対して、事故防止に関する研修を実施することが重要です。

(3) 母親学級・健診事業

保健所・保健センターが行う母親学級や健診事業においては、子どもの心身の発達について、保健師等が直接説明する機会であるため、事故防止教育を行うのに適しています。

特に、子どもの月年齢が同じ集団であるため、講義を行う場合には、焦点をしばった説明が可能であり、学習効果が高いといえます。

事業本体の実施に時間を要し、事故防止教育が、リーフレットの配布や学習ソフトの視聴にとどまる場合はその後のフォローアップを行うことが重要です。

(4) 事故防止教室等

保健所・保健センター、子ども家庭支援センター、保育所等において、事故防止教育を行う場合には、子どもの年齢が幅広いことが予想されます。既に過ぎてしまった年齢の事故には興味を持っていないということがあるため、ソフトの動画部分で印象付ける、経験者のアドバイスや、「ヒヤリ・ハット」事例の話し合い、チャイルドビジョンの作成・体験など、全員が興味を持てる内容で企画することが重要です。

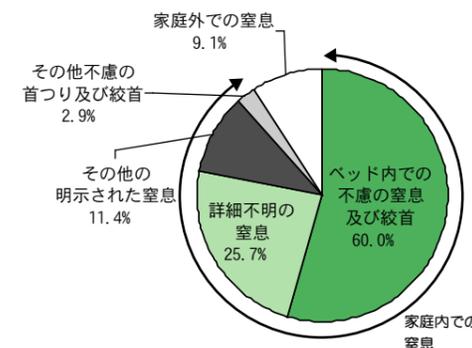
(5) 事故防止教育コーナー等の設置

保健所・保健センター、子ども家庭支援センター、保育所等において、事故防止教育コーナーを設置する場合、保護者が自分で理解ができるような教材を選んで設置するとともに、可能であれば、質問に答えられる専門職を配置することが効果的です。

1 窒息（誤飲以外のもの）

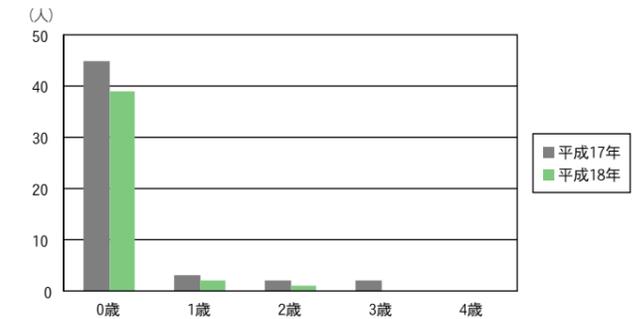
乳幼児の窒息の9割は家庭内で起こり、主な原因は、ベッド内での不慮の窒息です。ベッド内での窒息は、特に0歳児に多く、家庭での対策を確実に行うことが重要です（図22・23）。

図22 窒息死の原因
(0～4歳・全国・平成18年)



出典：厚生労働省「人口動態調査」平成18年

図23 年齢別ベッド内での不慮の窒息等による死亡（全国）



出典：厚生労働省「人口動態調査」平成18年

(1) 乳児期の窒息

自分で自由に動けず、物を動かさない乳児期は、次のような窒息に気をつける必要があります。

①寝具等に鼻や口がふさがれての窒息

ふとん、枕、タオル等により、子どもの鼻や口がふさがれ、窒息する危険があります。特に、子どもは、あおむけに寝かせていても、寝返りを打ってうつぶせになることがあります。柔らかい素材のものは避ける必要があります。

②子どもの周りがある物に鼻や口がふさがれての窒息

ぬいぐるみや、クッションなど、子どもがベビーベッドやソファなどにいるときに、近くにある物が、子どもの鼻や口をふさいで窒息する危険があります。ベビーベッド等の周りには、できるだけ、物を置かないようにすることが重要です。

③ひもやりボン状のものが首にからまっての窒息

ひもやりボン、カーテンのひもや、よだれかけのひもなどが首にからまって、窒息する危険があります。ひもやりボン状のものを子どもの側に置かない、寝かせるときにはよだれかけをはずすなどの対策が必要です。

(2) 幼児期の窒息

自分で動けるようになる幼児期には、次のような窒息に気をつける必要があります。

①ひもやフードのついた服での窒息

ひもやフードが、家具や遊具等に引っかかり、首が絞まり窒息する危険があります。子どもには、ひものついた服やフードのついた服を着せないようにすることが必要です。

②遊んでいての窒息

ビニール袋をかぶって、窒息することがあります。子どもがかぶって遊びそうなものを、手の届くところに置かないように注意します。

2 SIDS (乳幼児突然死症候群)

SIDS (Sudden Infant Death Syndrome 乳幼児突然死症候群) は、「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群」と定義されています (厚生労働省SIDS研究班)。

おもに睡眠中に発症し、日本での発症頻度はおおよそ出生4,000人に1人と推定されています。特に生後2か月から6か月頃に多いとされています。

東京都では、平成18年度に17人の乳児がSIDSで死亡しており、乳児の死亡原因の第4位となっています。

SIDSのリスク因子として、日本ではおもに以下の3つがあげられています。

SIDSのリスク因子

- ① うつぶせ寝 (発生頻度 約3倍)
- ② 両親の喫煙習慣 (発生頻度 約5倍)
- ③ 非母乳栄養 (発生頻度 約5倍)

(平成9年度厚生省心身障害研究「乳幼児死亡の防止に関する研究」より)

SIDSの原因はいまだに解明されていないので、SIDSによる死亡を完全に防ぐことはできません。しかし、以下の3点に注意することで、SIDSのリスクを減少させることができます。

① うつぶせ寝をさけ、あおむけで寝かせる。

医学上の理由から、医師がうつぶせ寝をすすめる場合をのぞき、あおむけで寝かせるようにしましょう。

② 両親・養育者は禁煙する。

SIDSのリスクの軽減だけでなく、受動喫煙による子どもへの健康被害の防止、やけどや誤飲などの子どもの事故防止の観点からも、乳幼児の周りでの喫煙は避けましょう。

③ できるだけ母乳で育てる。

人工栄養の場合は、母乳栄養の場合に比べてSIDSの発生率が高くなるため、できるだけ母乳で育てましょう。

3 誤飲・誤嚥、吸入事故

(1) 誤飲・誤嚥とは

誤飲は、誤って飲み込んでいけないものを飲み込んでしまった場合、誤嚥は、誤って飲み込んだものが食道ではなく、気道に入ってしまった場合をさします。

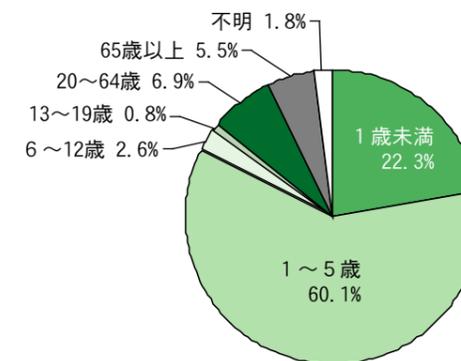
誤飲や誤嚥は、窒息や中毒などの重篤・死亡事例の原因となるだけでなく、胃洗浄や手術など、子どもの身体に負担のかかる治療が必要になる場合もあります。

(2) 誤飲の実態

① 財団法人日本中毒情報センターでの相談状況

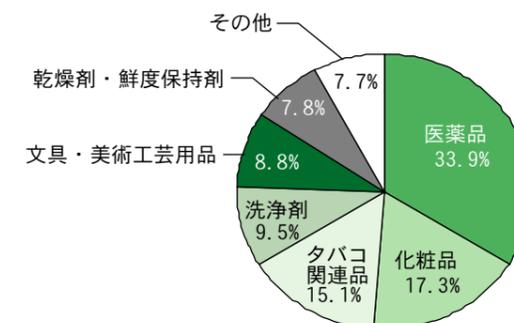
同センターにおける、平成18年度の相談内訳を見ると、5歳未満の割合が、全体の約8割を占めています (図24)。

図24 日本中毒情報センターにおける相談の年齢別内訳 (平成18年度)



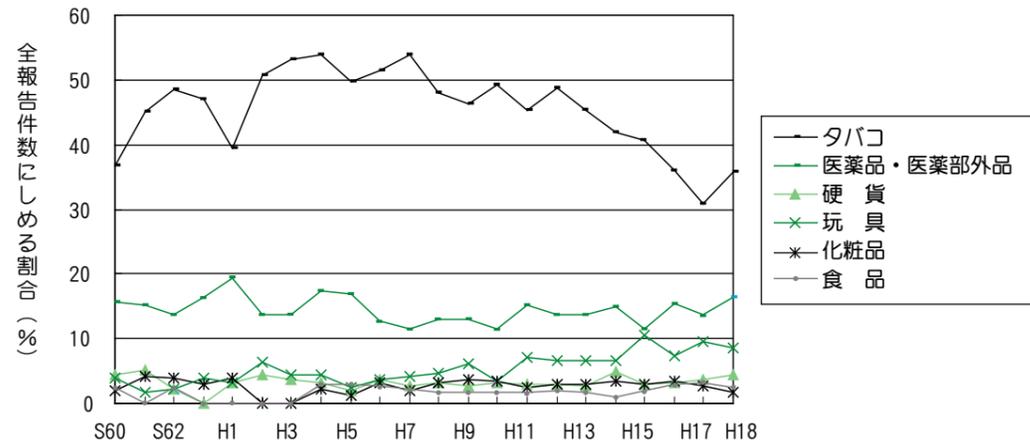
また、5歳以下の子どもについての相談件数の内訳では、医薬品、化粧品、タバコ関連品の割合が高くなっています (図25)。

図25 日本中毒情報センターにおける相談の器物別内訳 (平成18年度)



②厚生労働省による健康被害モニター報告（以下「厚生労働省モニター報告」という。）
 「平成18年度の小児の誤飲事故の原因製品は、タバコが231件（35.8%）で最も多く、次いで、医薬品・医薬部外品（106件、16.4%）、玩具（55件、8.5%）となっています。以下、金属製品、プラスチック製品、硬貨、食品類、洗剤・洗浄剤、電池、文房具と続きますが、過去10年間の順位をみると、ほぼ上位項目に変化がないことが特徴です（図26）。

図26 厚生労働省モニター報告における誤飲事故の器物別内訳（昭和60年度～平成18年度）



過去2年間の事例から、実際に誤飲・誤嚥の原因物質となったものの例を挙げると、以下のとおりであり、非常に多岐にわたっていることがわかります。

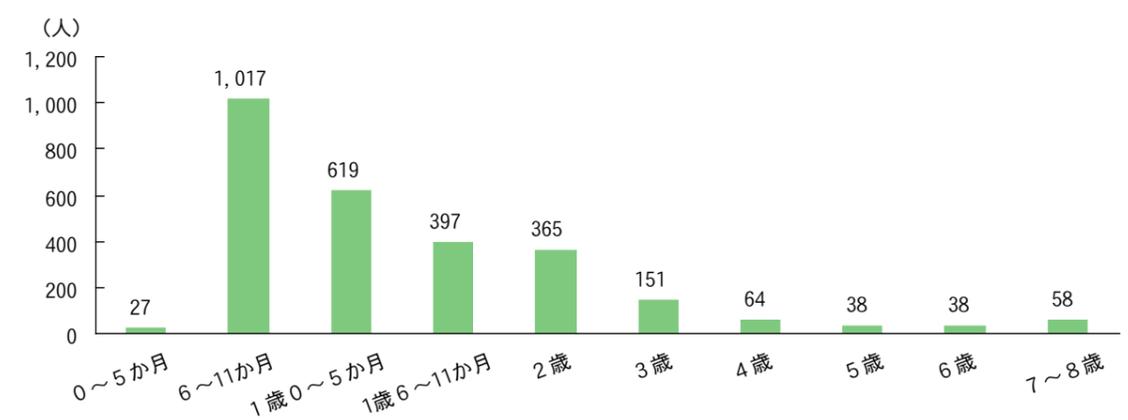
【誤飲】
 ラムネ菓子（1歳6か月）、あめ玉（1歳7か月）、乾燥剤（2歳1か月）、ソーセージの包みのリング（5歳）、ホチキスの針（1歳7か月）、携帯ストラップチェーン（11か月）、水銀体温計（3歳）、ヘアピン（11か月）、電灯スイッチひもの飾り（1歳1か月）、パチンコ玉（2歳）、シール（9か月）、防虫剤（9か月）、マニキュア除光液（2歳5か月）、漂白剤（2歳）、化粧水（3歳）、灯油（2歳）、キーホルダーのチェーン（1歳9か月）、指輪（1歳）、線香（1歳3か月）、硬貨（2歳2か月）、カビ取り用洗剤（11か月）、ベンジン（2歳1か月）

【吸入】
 殺虫剤（2歳）、洗濯用洗剤（粉末）（4か月）、ガラス用洗剤（2歳）、漂白剤（1歳）

また、小児の誤飲事故は、夕方以降の家族団らんの時間帯に発生が多い傾向がみられます。平成18年度においては、午後4時から10時までの時間帯での発生の割合は51.9%でした。

③独立行政法人国民生活センター調査
 独立行政法人国民生活センターに対し、同センターの危害情報収集協力病院から寄せられた平成12～16年度までの誤飲事故件数（2,714件）は、生後6か月をすぎると急増し、4歳を過ぎると急激に減っています。また、年齢ごとの事故の原因となった主な異物も変わります（平成17年4月6日記者説明会資料「命を落とすこともある！子どもの誤飲事故」）（図27）。

図27 年齢別誤飲事故件数



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5～7歳	8～9歳
多い器物	タバコ (67.0%)	タバコ (33.2%) 医薬品	医薬品 コイン ビー玉等玩具	医薬品	ビー玉等玩具	ビー玉等玩具	コイン

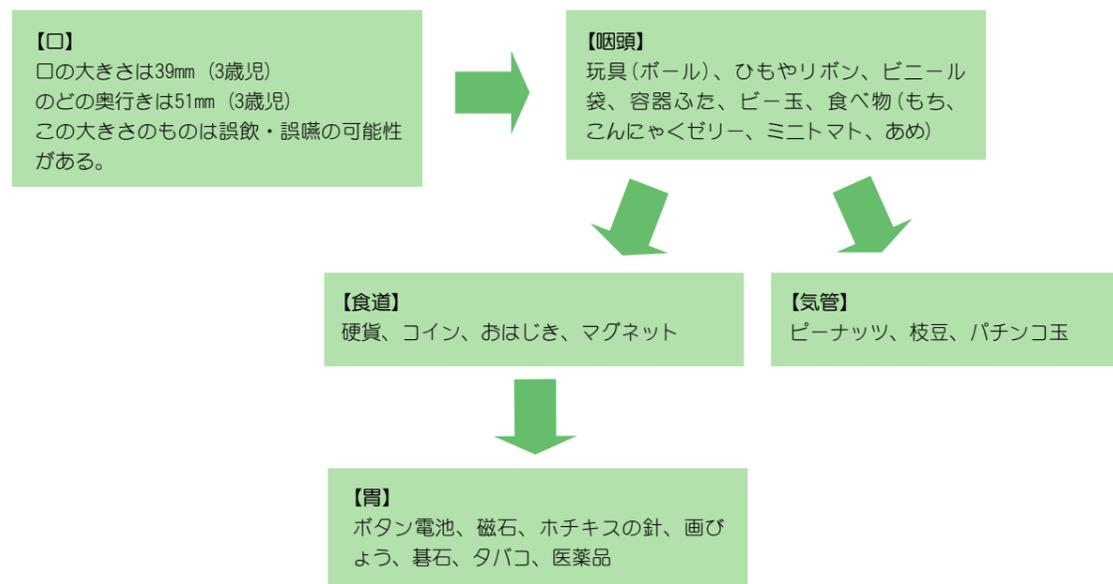
誤飲事故を、危害程度別にみると、軽症（入院を要さない傷病）2,630件、中等症（生命に危険はないが、入院を要する状態）78件、重症（生命に危険が及ぶ可能性が高い状態）4件、重篤症（生命に危機が迫っている状態）2件でした。

(4) 子どもの誤飲・誤嚥の特徴

- ①乳児期は、何でも口に入れて確かめようとする時期があります。また、成長し、一般的な判断能力がついてきても、口に入れてよいものかどうか判断ができない時期が依然として続きます。子どもは手の届くところにあるものを、手当たりしだいに口にすするため、身の回りのあらゆる物が誤飲・誤嚥の対象になります。特に、大人や兄弟などが口にすもの（たばこやジュース、薬など）を真似して口にしたり、きれいな物・おいしそうに見える物（化粧品や薬、芳香剤、植物栄養剤、洗剤など）を口にしたりということがあります。
- ②子どもは、気道や食道が未発達で細いため、細かいものがつまりやすい特性があります。また、嚥下する能力が十分でないため、気道や食道につまったものを自分の意思で飲み込むことができないため、誤飲が起こりやすくなります。また、呼吸数も多く、気道の開く頻度も大人に比べて多いため、誤嚥が起こりやすくなります。
- ③子どもは歯の発達が十分でないため、食べ物を飲み込める状態までかむことができず、そのまま飲み込んでしまうことがあります。
- ④子どもは、身体に比べて頭が重く、バランスを崩して転びやすいため、転んだときに、物を飲み込んでしまうことがあります。
- ⑤子どもに医薬品の服薬量を誤って子どもに投与したり、他の兄弟の薬を与えてしまうなど、保護者の不注意による事故もあります。
- ⑥親が目を離したすきに起こっています。

子どもの誤飲に関して、消化器の部位と器物の関係をみたものが図28です。

図28 消化器と誤飲器物



(5) 子どもの誤飲・誤嚥の危険を防ぐために

子どもの誤飲や誤嚥を防ぐとともに、誤飲や誤嚥を起こした場合の対処のために、下記の点に気をつけることが重要です。

- ①誤飲の危険があるものをチェックし、置き場所に気をつける
誤飲防止教材などを用いて、子どもの口に入りそうな大きさの物をチェックすることが重要です。誤飲の危険の可能性があるものは、子どもの手の届かないところや、鍵がかかるところにしまいます。また、鍵がかからない戸棚などには、子どもが開けられないよう、防止策をとることが必要です。
子どもの手の届く高さは、年齢や運動能力により異なるため、成長に応じて置き場所を考えることも大事です。保護者が、子どもには手が届かないと思っていても、踏み台になるようなものに登ったり、自分で台になりそうなものを運んできたりするため、注意が必要です。また、高い所に保管しておいたものが落下して起こった誤飲例もあり、高いところに置くだけでなく、落下防止やセーフティーキャップの等誤飲を避ける対策も必要です。
- ②子どもが食べ物を持っているときは、気をつける
子どもが食べ物などを急に飲み込んでしまう危険を避けるため、あおむけに寝転んだり、歩いたり、あるいは乗り物に乗っているときには、物を食べさせないようにします。また、子どもが物を食べているときに、急に声をかけたり、背中を押ししたり、ぶつかったりしないよう、気をつけることも必要です。
- ③子どもの様子を観察して、早期に対応する
子どもの誤飲は、保護者が見ていないときに起こることも多くあります。おもちゃの電池がはずれている、ビーズがほどけた、洋服のボタンがない、など、周りの状況を観察して、誤飲の可能性が疑われる状況への気づきが大事です。
また、咳をしたり、呼吸がヒューヒュー聞こえるなど、誤飲の可能性が疑われる身体症状に気づくことも重要です。また、子どもは、異物を目や耳、鼻に入れることがあるため、片方だけ鼻汁や悪臭がする、耳だれがあるなどの症状にも、留意する必要があります。

(6) 誤飲した場合に、重篤な影響が起こりうる器物

特に、以下のような物は、誤飲した場合、身体に重篤な影響が起こりうるため、日頃から、保護者等の注意が必要です。

- ①窒息を引き起こす可能性があるもの
 - ①咽頭や気道をつまらせる大きさのもの
 - ・乳幼児の口の大きさより小さく、咽頭や気道の太さより大きい、丸いもの
 - ・弾力がある固めの食物（もち、こんにゃく入りゼリー、チーズなど）
 - ・水分が少なく固いもの（人参やりんご、里芋など）
 - ・そのまま飲み込める食物（あめ、ミニトマト、ぶどうなど）

②ピーナッツなどの豆類

咽頭を通るが、気道をつまらせる大きさであるため、肺炎などを引き起こす危険があります。ピーナッツなどの入ったせんべいやチョコレートにも気をつけます。

③こんにゃく入りゼリー

平成19年に、厚生労働省より、製菓業界によるこんにゃく入りゼリーの事故防止策（こんにゃく入りゼリーが子どもと高齢者には不適であること（食べてはいけないこと）が一目で分かるような警告表示を設ける等）について、区市町村等での普及啓発に役立てるよう、通知がありました（平成19年10月12日事務連絡）。

国民生活センターでは、10歳ぐらいまでの子どもには食べさせないようにと呼びかけ、それでも食べさせたいなら、①親が先に食べてみて、舌で簡単につぶれるか確かめる、②親が小さく切り、スプーンで与えることが必要であるとしています。

②体内に入ること消化器を傷つける可能性があるもの

①電池・磁石

使いきっていない電池は、放電（電気分解反応）を起こし、食道や胃の粘膜を腐食したり、電池が胃の中で破損すると強アルカリ液が漏れ出し、胃に穴があくことがあります。

また、2つ以上の電池・磁石や、磁石と金属を一緒に飲み込んだりすると、消化管等に張り付き、穴をあけたり、癒着して取り出せなくなる危険があります。

電池そのものの置き場所だけでなく、リモコンやおもちゃなど子どもが容易に電池や磁石を取り出せるものについても、十分留意が必要です。

②画ビヨウ・ガラス片

③身体に中毒等の影響を及ぼすもの

①タバコ

タバコは、誤飲の中で非常に割合が高く、また、保護者の注意により防げる事故が多いため、確実な防止策が重要です。乳幼児がタバコを摂取した場合の致死量は、おおむね1本とされています。空き缶やペットボトル等に捨てられたタバコは、ニコチンが水分に抽出されるので、危険度が高まります。

厚生労働省モニター報告（参照P36）によると、タバコの誤飲231件のうち、ハイハイやつかまり立ちを始める6～11か月が124件（53.7%）、12～17か月が67件（29.0%）でした。また、タバコの誤飲の種別では、タバコ139件、タバコの吸殻72件、タバコの溶液20件となっています。来院前の応急処置として、飲料を飲ませるような誤った対処例も28例ありました。

タバコは、SIDS（乳幼児突然死症候群）のリスク原因ともいわれており、受動喫煙防止のため、妊婦や子どもの側でタバコを吸わないよう、指導することが必要です。

②アルコール

ノンアルコール飲料とアルコール飲料を間違えて飲ませてしまったり、子どもが自分で誤って飲んでしまったりすることのないよう、留意することが必要です。

③銀杏

乳幼児が食べすぎると、けいれんを起こすことがあるため、注意が必要です。

④医薬品等

1～3歳での誤飲が多く（参照P37）、子どもが大人の真似をして、ふたや包装を開けられる頃には、特に、医薬品や化粧品、洗剤等の管理に気をつけます。

⑤虫除け剤

虫除け剤の主成分であるディート（ジエチルトルアミド）は、急激に吸い込むと、けいれんや血圧低下、発疹などが起きる可能性があります。平成17年8月、厚生労働省通知により、顔には使用しないこと、小児に使用する場合の回数の目安（6か月未満の乳児には使用しない、6か月以上2歳未満は1日1回、2歳以上12歳未満は1日1～3回）が示されています。

（参考）財団法人日本中毒情報センター「家庭内での事故防止チェックリスト」

あなたの家庭内での化学製品（化粧品、洗剤、医薬品、農薬など）の保管の仕方や使用法についてチェックし事故を未然に防ぎましょう。

チェックの方法：該当する項目に○をつけてください。○の数が少ないほど要注意です。

- 小児の目につかない場所や手の届かない場所に保管している。
- それぞれ決まった場所に、区別して保管している。
- 使用したあとは、すぐに片づけている。
- 他の容器に移し替えていない。
- ラベル（表示）がはがれずについている。
- 冷蔵庫に食品以外のもの（コンタクトレンズ用品、殺虫剤など）は入っていない。
- ホウ酸団子をみえる場所に置いていない。
- 塩素系の洗剤や防水スプレーを使用するときには窓を開けて換気に注意している。
- 異なる種類の薬品を混ぜたり同時に使用しない。
- 不要の医薬品は常に捨てている。
- 有効期限のきれた医薬品は常に捨てている。
- 用途不明の医薬品は常に捨てている。
- これまでに誤飲事故が家庭内でおこったことがない。

○がつかなかった項目は、今後○がつけられるように改めましょう！！

4 やけど

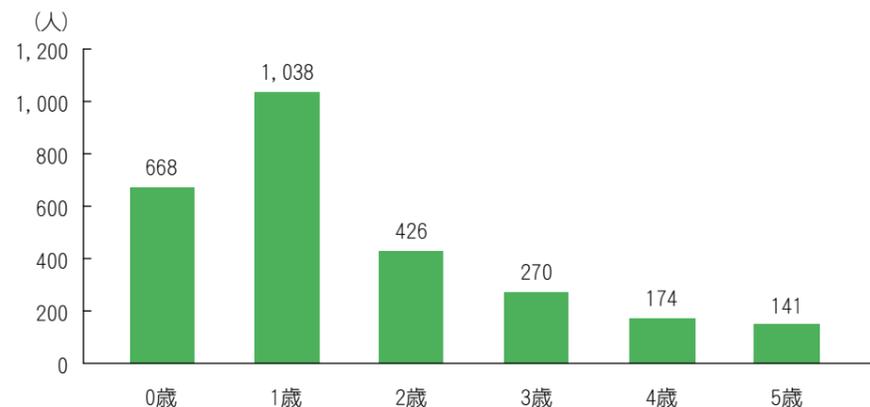
子どもは、大人よりも皮膚が薄く、体の表面積も小さいため、火傷を負った場合の危険性が高まります。乳児の場合、身体の10%の火傷*で生命が危険な状態になり、脱水や熱傷ショックを起こすこともあります。

*目安は、子どもの手のひらが1%、片腕や片足がそれぞれ10%、頭、顔はあわせて20%

(1) 年齢別の子どものやけど

独立行政法人国民生活センター「くらしの危険262」によると、平成9～14年度でのやけどの事故は、全体で6,361件ありました。そのうち、0～5歳の子どもで42.7%を占めています。年代別には、特に0～1歳の件数が多くみられました(図29)。

図29 年齢別のやけどの件数(平成9～14年度・全国)



また、0～9歳までの子どものやけどの原因器物は、味噌汁やめん類、シチューなどの調理食品、ストーブ、電気ジャーポットなどでした(表11)。

表11 やけどの原因

	器物	人数	割合(%)
1位	調理食品	421	13.9
2位	ストーブ	413	13.7
3位	電気ジャーポット	260	8.6
4位	花火	146	4.8
5位	電気アイロン	136	4.5
6位	電気炊飯器	134	4.4
7位	鍋	131	4.3
8位	茶わん、コップ	122	4.0
9位	コーヒー	100	3.3
10位	やかん	77	2.5

(2) 子どものやけどの原因と防止策

①食事の際のやけど

乳幼児は、保護者が抱いて食事をすることが多いです。そのため、子どもが動いたはずみに保護者がバランスを崩す、子どもが食器やテーブルクロスなどに手をのばして食器を倒すことにより、やけどを負うことがあります。

食事に子どもを抱かないことは難しいため、熱い食べ物や飲み物を入れる茶わんや鍋は、倒れにくいものを選び、子どもが手を伸ばさないところに置く、テーブルクロスは使わないなどの工夫をするようにします。

②子どもの動線にあるものでのやけど

子どもが、ハイハイして、炊飯器や電気ポットの電気コードを引っ張り、米や熱湯をかぶることがあります。また、ヒーターや炊飯器、加湿器などにつかまって立ち上がるうとして、やけどをすることもあります。

子どもの目線や動線をチェックし、やけどの原因になりそうなものは、手に届くところに置かないようにしたり、柵等で囲い、触れないような工夫をすることが必要です。

③子どもが興味を持って触ることによるやけど

子どもにとって、湯気や蒸気は興味を引くものであるため、アイロンや炊飯器、加湿器などに手や顔をかざして火傷をすることがあります。子どもが興味を持ちそうな物は、子どもの手が届かないところに置くようにします。

④触るだけで熱湯や火が出る器物でのやけど

ワンタッチパネル型の機器は、軽く触るだけで作動してしまいます。例えば、蛇口から熱湯が出たり、ガスコンロに着火するなどの事故が起こります。

子どもが触らないように注意して見守ることが重要ですが、その他、湯の温度設定を低くしたり、万一の際に引火しないよう、ひらひらした飾りのついた服やひもがついた服を着させないようにすることも必要です。

⑤低温やけど

ホットカーペットやこたつ、カイロでの低温やけども起こります。子どもの肌は薄いいため、ホットカーペットの上で寝かせたり、直接カイロを当てたりしないよう、注意します。

(3) 事故を防ぐ工夫

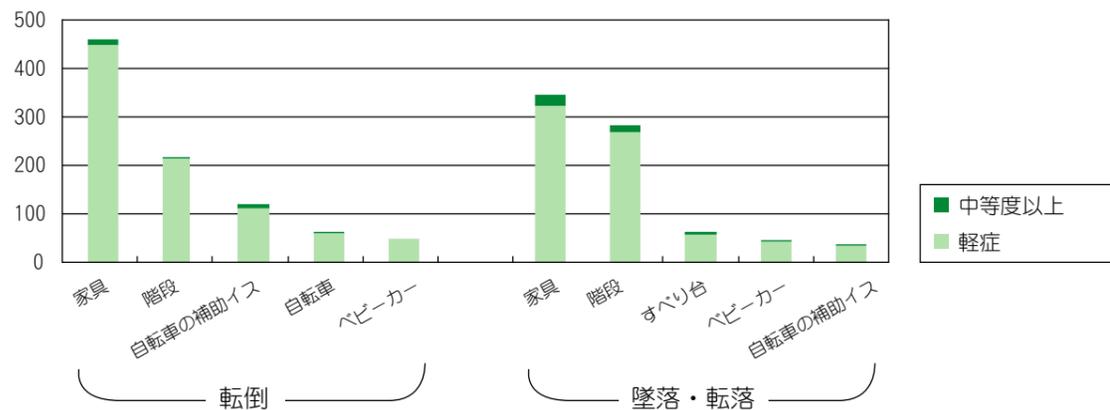
保護者が、子どもの理解力に応じて、熱いものを触らないようなしつけを行うことも大事です。具体的には、①日頃からやけどをしない程度の熱さの物に触らせて「あっちっ」と教える、②熱さの感覚が分かるようになったら、様々な熱いものを指して「あっちっ」のものには触ってはいけないことを何度も教えるようにする、という方法などを保護者に伝えます。

5 転倒、墜落・転落

事故による子どもの救急搬送で最も多いものは、転倒・転落です（参照P8）。

「子供の事故防止対策について－報告書－」（東京消防庁 平成18年3月）によると、0～5歳の子どもの転倒、墜落・転落合計3,822件の原因のうち、「家具」は805件（21.1%）、「階段」は502件（13.1%）、「自転車の補助いす」は157件（4.1%）となっていました。この3点で、約4割を占めているため、保護者の指導のポイントとして、重要です。

図30 幼児の救急搬送のうち転倒、墜落・転落各々の要因の上位5項目



乳幼児の転倒、墜落・転落には、以下のようなものがあります。

①子どもが動くことによる転倒、墜落・転落

乳児期には、ソファやベビーキープなどから転落する、幼児期には、幼児用イスや自転車の補助いすなどから転倒する例があります。

子どもはまだ動かないと思っても意外と動くこと、安全だと思える状況でも、子どもの行動でバランスを崩す可能性があることを念頭に置き、子どもから目を離さないことが重要です。

②子どもが転びやすいための転倒、墜落・転落

子どもは、頭が大きいのでバランスを崩しやすく、転びやすいという特性があります。カーペットの滑り止めを付ける、段差を解消するなどのほか、倒れた際に家具に頭や体をぶつけてけがをすることがないよう、鋭利な角はなくすなどの対策をとることが大事です。

③保護者の育児上での転落

保護者が抱いていて誤って落とす、抱いているときに一緒に転ぶなどの事故が起こることがあります。子どもを抱いているときは、足元が見えにくいので、滑りやすいスリッパ等を避け、階段に滑り止めを付ける、衝撃が少ない床素材にするなどの注意が必要です。

④家具や、窓やベランダからの転落

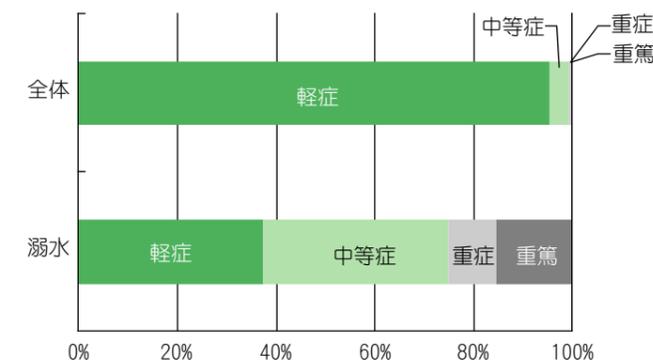
子どもは、様々な物を足場にして、高いところに上ります。高い家具や窓、ベランダからの転落を防ぐために、足場になる家具やソファ、プランターなどを置かないようにします。

6 溺水

乳幼児は、体に比べて頭が大きく、力も弱く、水などに頭から落ちると自分では起きあがれません。そのため、鼻と口を覆うだけの水（約10cm）でも溺れるとされています。5分以上、溺水の状態が続くと死亡してしまいます。

「子供の事故防止対策について－報告書－」（東京消防庁 平成18年3月）によると、一般的な事故6,900件に対して、水の事故は32件と、件数は多くありません。しかし、初診時の程度別では、中等症以上の占める割合は一般事故の4.5%に対して、水の事故は62.5%でした（図31）。水の事故は重篤性が高いため、確実な対策が必要です。

図31 溺水事故による重篤性（平成17年度）



溺水の原因としては、室内では、風呂や風呂関連物が87.5%でした。屋外では、池や川などでした。

溺水を防ぐために

①浴槽に残し湯をしない

厚生労働省「幼児の浴槽への転落事故と防止策について」（平成13年3月 国民生活センター）によると、浴槽の縁の高さを50cm以上にすれば、浴槽への転落事故が最も多い2歳までの幼児の転落をほぼ防止できるとされています。しかし、バリアフリーの観点から、縁の低い浴槽が多いため、残し湯をしないこと、子どもが一人で浴室に入れないようにすることが重要です。

なお、防災の観点からは、水を備蓄することは重要ですが、少なくとも子どもが2歳になるまでは、残し湯をしないようにします。また、洗髪中など親が目を離した際の事故もあり、子どもと自分の入浴は分けるか、家族で手分けをして入浴します。

②水の入った物を子どもの側に放置しない

子どもの溺水の原因となる可能性があるものとしては、洗濯機、トイレ、水の入ったバケツや洗面器、ビニールプール、池や噴水などがあります。洗濯機や水の入ったバケツなどは、子どもが近づけないところに置くか、子どもから目を離さないようにします。

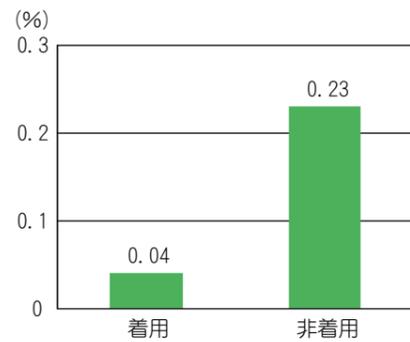
7 自動車での事故

(1) 自動車乗車中の事故

厚生労働省「人口動態統計調査」によると、平成18年の0歳～4歳の乳幼児の交通事故による死亡の28.8%が、大人と同乗中の事故です。チャイルドシートの着用は、道路交通法上、自動車運転手の義務とされています（第71条の3第4項）。

財団法人交通事故総合分析センター（以下「交通センター」という。）の統計をもとに、平成14年から18年までの6歳未満の幼児の事故死をみると、チャイルドシート非着用での致死率は、着用の約6倍となっています（図32）。

図32 チャイルドシートと交通事故での致死率*（平成14年～18年）



交通事故総合分析センター統計より作成 *死者数(自動車同乗中)/死傷者数(自動車同乗中)×100%

体全体に比べて、特に頭が重く、首や肩が未発達な乳幼児は、チャイルドシートがない場合、頭部に大きな衝撃が加わり、脳や脊髄の損傷を起こします。また、大人に抱かれている状態で急停車した場合、ダッシュボードに激突してしまいます。

交通センターの統計によると、平成14年から平成18年までの間にチャイルドシート非着用で死亡した子どもの損傷の主な部位は、頭部が65.1%でした。

チャイルドシートは、子どもの発達に合ったものを使い分け、安全基準を満たしたものを正しく装着し、正しい姿勢で子どもを乗せることを指導することが重要です（表12）。

表12

乳児用	幼児用	学童用
新生児から1歳くらい	1歳から4歳くらい	4歳から10歳くらい
体重10kg未満	9kg～18kg以下	15kg～36kg以下
乳児期は首がすわっていないため、寝かせる姿勢で乗せる	幼児の首がすわり、自分で座れることが、使い始めの目安	おしりの位置を高くすることで、大人用のシートベルトが正しい位置に掛けられるようにする。

国土交通省ホームページを参考に作成（なお、各年代の兼用タイプもある。）
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/child/03knowledge/index.htm>

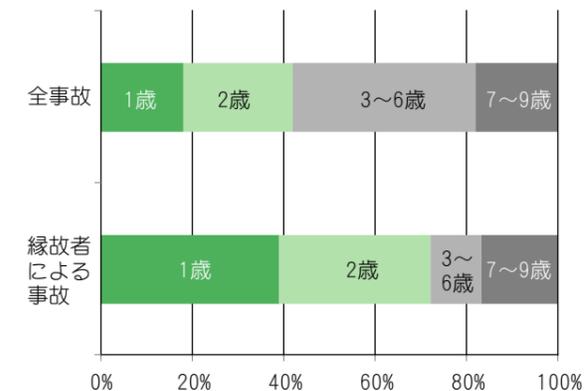
なお、日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医会では、妊婦に対しても「正しい装着により交通事故時の傷害を防止できる」として、シートベルトの装着を推奨しています。

(2) 1～2歳児に多い、身近な人による事故

交通センターの分析によると（ITARDA INFORMATION No. 31）、平成10年から平成12年にかけて全国で起きた低速事故（約20km/h以下）のうち、9歳以下の年少者の事故の約3割が縁故者によるものであり、特に、1歳児及び2歳児の事故が多くなっていました（図33）。運転者の行動別にみると「発進」時の事故が多く、事故の発生パターンとしては「年少者の存在を認識しないまま」「発見可能であるのに安全確認をせず」「いないと思って」事故につながったというものが多く見られました。

知っている人に近づく子どもの特性や、車の陰や死角にいる子どもなどに気をつけた上で、発進をするよう、保護者に十分指導する必要があります。また、駐車場などで、他の車からの死角が多い場所などでは、必ず保護者が子どもと手をつないで事故から守ることが重要です。

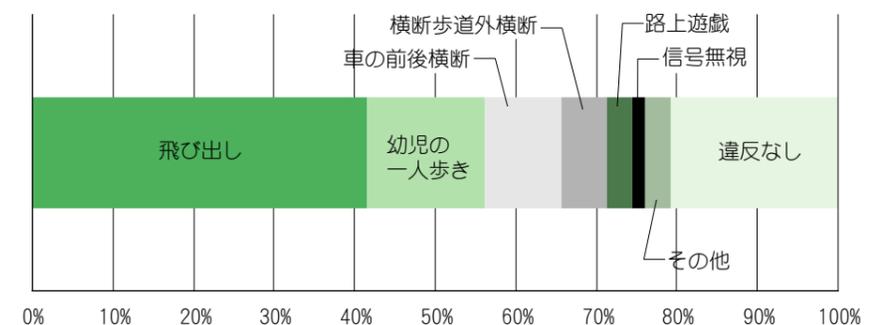
図33 縁故者による事故と子どもの年齢



(3) 歩行中の事故

交通センターの統計によると、平成18年の幼児（未就学児）の事故で多いものは、飛び出しです（図34）。また、自宅からの距離が近い事故が多く、自宅からの距離が50m以下の事故が全体の29.0%、50mから100m以下の事故が全体の13.2%を占めていました。

図34 子どもの交通事故とその原因



子どもは身長が低く、また興味のあるものに夢中になると周囲の状況が見えなくなるため、大人に比べ視界が狭くなります。

このような子どもの特性を大人が体験するための「チャイルドビジョン（幼児視野体験めがね）」等を活用し、保護者の事故防止の意識を喚起することが重要です（参照P27）。

(4) 自動車のドアや窓への挟まれ

独立行政法人国民生活センター「自動車のドアに挟む事故」（平成18年1月10日）によると、平成12年から平成17年までの、自動車に関連する事故1,629件のうち、自動車のドアや窓等で身体を挟んだ事故は826件と、50.7%を占めていました。特に自動車のドアの事故は、2歳児を中心として多発していました。また、乳幼児の自動車のドアによる事故によるけがの部位としては、手、腕などの四肢が多くみられました。

小さい子どもを自動車に乗せるときは、子どもが手や足をドアや窓の外に出していないか気をつけるとともに、子どもがいたずらしてドアや窓を開閉できないよう、チャイルドロックなどをかけることが重要です。

(5) 自動車内放置による熱中症

自動車内は車内温度が上昇します。JAF（社団法人日本自動車連盟）が平成19年4月に行った調査では、日中の外気温が23℃前後の過ごしやすい日でも、窓を閉め切った状態で駐車した自動車では、車内気温は50℃近くまで、ダッシュボード付近では70℃まで上昇し、炭酸飲料の破裂がみられました。

特に、チャイルドシートは、熱を放射しにくい材質のものもあるので注意が必要です。夏だけでなく、春や秋においても、子どもの熱中症の危険はあるため、子どもを車内に置いたまま放置しないよう、指導が必要です。

(6) その他自動車での事故

①車内温度上昇による爆発する恐れがあるもの

缶入り炭酸飲料やライターなどは、車内温度が上昇した際に爆発するおそれがあるため、車内に放置しないようにすることが重要です。

②ペンなど棒状のもの

急停車の際に、目などにささる危険のあるペンや棒状のものなどは、走行中に持たせないよう気をつけることが大事です。

③走行中の食事

急停車の際に、誤嚥の原因となりうるため、走行中に飲食することは避けるよう指導します。串に刺したものや箸なども、のどや目に刺さる危険があります。

8 その他外出時の事故

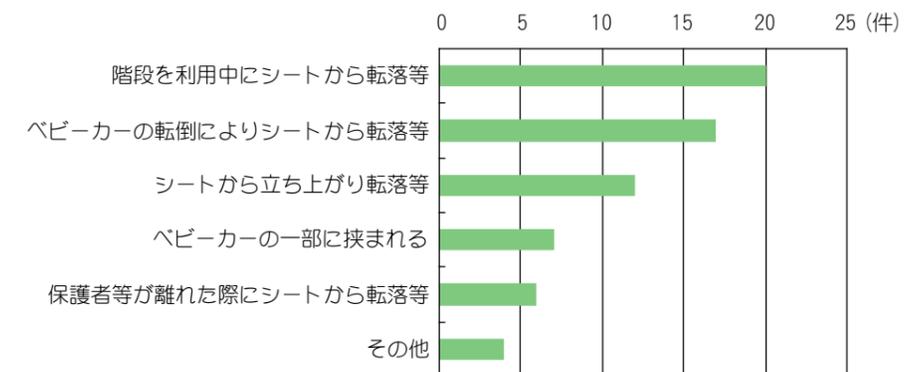
(1) クーハン・スリングでの事故

クーハンのもち手やスリングが外れ、子どもが転落するという事故もあることから、安全性の高いものを選ぶとともに、正しい使用方法で使うことが重要です。

(2) ベビーカーでの事故

「都民生活における事故」（東京都消防庁 平成19年11月 以下「18年度消防庁調査」という。）によると、平成18年度の救急搬送における、ベビーカーの事故の要因は、図35のようになっています。

図35 ベビーカーによる事故の要因

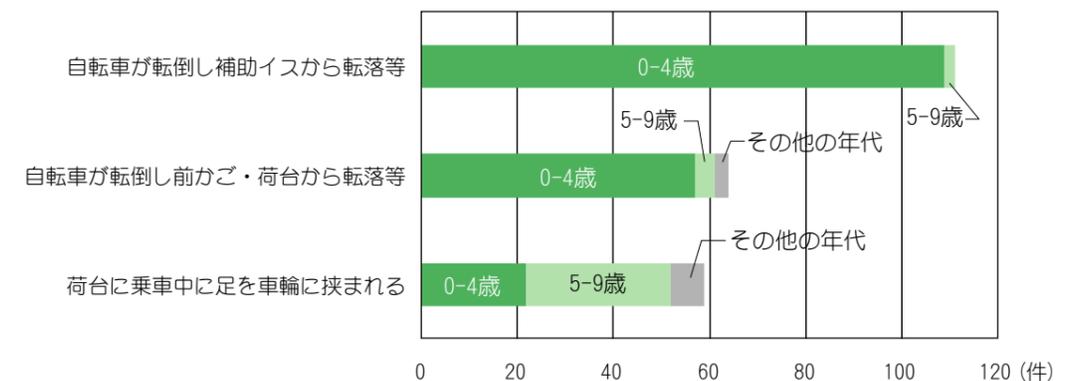


ベビーカーに子どもを乗せたまま階段やエスカレーターを利用しないこと、また、目を離れたときに子どもが立ち上がって、バランスを崩し、転落するなどの事故が多いため、ベビーカーに乗せたまま、その場を離れないようにすることを教えましょう。

(3) 自転車での事故

18年度消防庁調査によると、自転車及び自転車の補助イスでの事故の要因は、図36のようになっています。

図36 自転車及び自転車の補助イスによる事故の要因



幼児を自転車に乗せる場合は、子どもの足が車輪に挟まれないような位置に補助イスを設置します。また、子どもを補助イスに乗せたままで自転車から離れないようにします。

子どもがチェーンで遊ばないように、使用しないときには、自転車にカバーをかけるなどの対策をとることも必要です。

平成17年4月から5月にかけて、東京都生活文化局が、乳幼児の保護者1,314人に対して行った調査では、自転車の補助イスに子どもを乗せていて転倒したことがある割合は50.3%であり、そのうち39.2%が「スタンドを立てた状態」で転倒していました。

東京都青少年・治安対策本部では、「ハートフル・ヘルメット・キャンペーン」により、保護者に対して、万一の転倒に備えて、子どもに幼児用ヘルメットをかぶらせることを推奨しています。

(4) エスカレーターの事故

18年度消防庁調査によると、エスカレーターでの乳幼児の事故では、ベルトやステップの隙間に手や足を挟まれたり、身を乗り出す、踏み外すなどにより転落する例があります。

ショッピングカートやベビーカーなどを使用したまま、エスカレーターに乗らない、利用時には保護者は子どもをステップの中央に乗せ、手をつなぐなどが必要です。また、子どもがエスカレーターの近くで遊ばないように注意することも必要です。

また、ゴム製の靴がエスカレーターに巻き込まれる事故も多発しているため、子どもがゴム製の靴を履いている際は、特に注意が必要です。

(5) エレベーターの事故

18年度消防庁調査によると、エレベーターでの事故の27.5%が、0～4歳児の事故です。特に、戸袋に手を巻き込まれる事故の88.0%、ドアに挟まれる事故の57.6%を、0～4歳児で占めています。

子どもに目を配り、エレベーターホールやエレベーター内では、ドア周辺から離れて立つ、駆け込みなど無理な乗降をしないことが重要です。

(6) 自動ドアの事故

18年度消防庁調査によると、自動ドアでの事故のうち、25.5%が、0～4歳児の事故です。ドアに挟まれる事故や、戸袋への手の巻き込まれ事故が多くみられます。

子どもに目を配り、子どもが自動ドアの周囲で遊んだり、駆け込みなどをしないよう、また、透明なガラス戸の場合、気付かずに突進しないようにすることが重要です。

(7) 電車での事故

18年度消防庁調査によると、電車のドアや戸袋での事故のうち、16.9%が0～4歳児の事故です。

特に、戸袋への手の巻き込まれる事故の32.5%を、0～4歳児が占めています。

保護者は、常に子どもに目を配り、ドアの開閉時にはドアの周囲から離れ、衣服や荷物が巻き込まれないように注意することが重要です。

また、電車等での挟まれ事故を防ぐために、駆け込み乗車はしない、開閉時に子どもの手指や衣服などを挟まないよう気をつける、ホームの端を歩かない、といったことが重要です。

また、駅のホームで、ベビーカーに子どもを乗せて待っている間は、ベビーカーのストッパーをかける点を指導します。特に、平成19年度には、ベビーカーの挟まれ事故が多発したことをふまえ、鉄道各社とメーカーが共同して、キャンペーンを実施しました(図37)。

図37 ベビーカーでの電車昇降時の事故防止のためのキャンペーンポスター

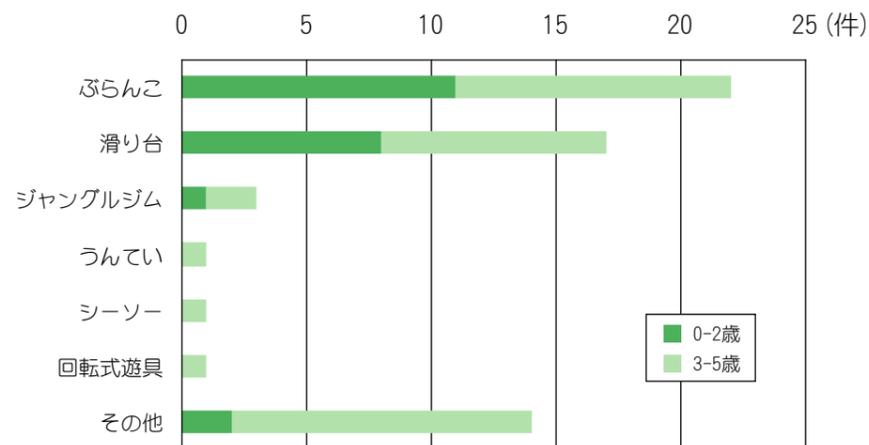


9 遊具での事故

(1) 遊具での事故の概要

「都民生活における事故」(東京消防庁 平成19年11月)により、平成18年度における遊具での事故にみると、0～2歳までが滑り台とぶらんこの事故が多いのに比べ、3～5歳では、事故の原因となる遊具の種類が増えています(図38)。

図38 遊具での事故の要因



ぶらんこでの事故では、0～2歳、3～5歳ともに、ぶらんこへの衝突の事故が多くみられました。

遊具の使用法による事故についてみると、滑り台では遊具上で他人と接触し転落する事故は、0～2歳、3～5歳ともに、滑り台で最も多く起こっています。そのほか、3～5歳では、遊具から飛び降りたり、遊具に立っていて転落したりなど、遊具の本来の使用法と異なった遊び方による事故が多くみられます。

(2) 遊具自体による事故

独立法人国民生活センター「危害情報からみた屋外遊具の事故」(平成15年8月)によると、遊具の破損や、遊具の設計や構造(衣服の一部や身体が引っかかる、身体の一部が引き抜けなくなる)に起因する事故も、発生しています。

遊具の安全基準については、平成14年に国土交通省が「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を作成しました。これを受け、業界団体「日本公園施設業協会」が、「遊具の安全に関する基準」を見直し、新たに遊具の耐用年数を明記しています。

指針によると、遊具の使用に当たっては、3歳児未満の乳幼児は、保護者による安全確保が必要で、常時保護者等とともに利用することとなっています。概ね3歳以上小学校就学前の幼児では、保護者が同伴して利用することを前提としています。

(3) 遊具の正しい使用と安全な遊び

一方、遊具を使っての遊びは、子どもの運動能力を高めるほか、危険を回避する感覚を身につけ、社会的なルールを学ぶ機会にもなります。遊具の安全性を確認し、正しい用法で遊ばせるよう、保護者に教育することが重要です。

社団法人日本公園施設業協会においては、「仲良く遊ぼう安全に」という普及啓発冊子を作り、公園で遊ぶ際の安全について説明しています(図39)。

図39 冊子「仲良く遊ぼう安全に」中の、公園で遊ぶときの注意事項の例



安全な遊び場づくりをめざすNPO法人プレイグラウンド・セーフティー・ネットワークによると、公園等での安全のチェックリストは以下のようになっています。

- 鋭利な先端や角、縁がないか
- 突起や引っかかりがないか
- 挟みこまれるような開口部がないか
- 遊具の基礎が露出していないか
- 転落の可能性がある地面が硬くないか
- 監督者不在の遊び場にふさわしくない遊具が設置されていないか
- 事故を誘発するような遊具の配置になっていないか
- ロープやチェーンなどの異物が放置されていないか
- カバンやマフラーをつけたまま遊んでいないか
- 幼児に適切な指導がなされているか
- 利用対象年齢に合わない遊具で遊んでいないか
- 飛び出しや周辺から見えにくい状況にないか
- 腐れ、ひび、砕けなど遊具の劣化はないか。着地部にくぼみはないか
- 遊具の一部やネジが取れたり、消失したり、緩んだりしていないか
- ガラスやゴミの散乱、落書き、遊具の破壊はないか

10 製品事故

乳幼児の身の周りの製品の多くは、保護者や周りの大人が選ぶものです。そのため、身近な製品での事故が起こらないよう、保護者や周りの大人が注意することが重要です。

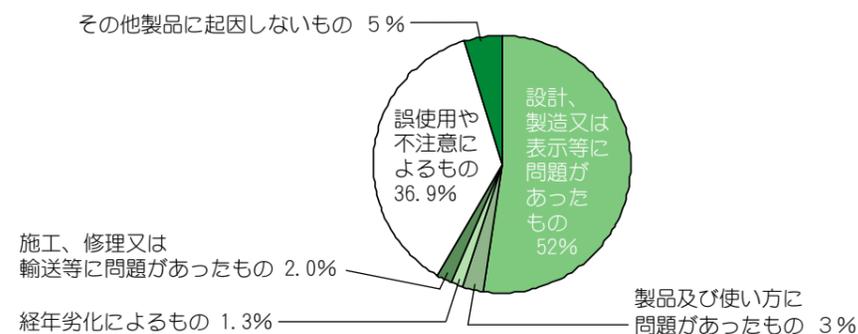
東京都生活文化スポーツ局は、平成19年7月に、「身のまわりの危険から子どもを守りましょう！ 身につけるもの編」を作成し、ひもやファスナーがついた乳幼児用衣類など、子どもにとって危険な製品について、普及啓発を行っています（図40）。

図40 東京都生活文化スポーツ局作成リーフレット「身のまわりの危険から子どもを守りましょう」



独立行政法人製品評価技術基盤機構が収集した製品事故の情報を分析したものが、図41です。

図41 製品事故の原因



製品事故の原因は、製品の設計、製造又は表示等に問題があったものが約5割、誤使用や不注意によるものが約4割ありました。

そのため、保護者への指導に当たっては、まず、安全な製品を購入し、適切な使用方法で使用する重要性や、安全な製品を選ぶポイントとしての安全マークの説明することが重要です。

一般に、乳幼児用の製品は使用時期に限られるため、おさがりやリサイクル品を使用することも多くあります。しかし、使用する年齢によっては、安全性の概念も異なることもあるため、常に使用時の基準に照らして、安全性を確認することの重要性を、保護者が理解していることが重要です。

また、保護者の誤使用や不注意による事故の中にも、製品を製造する側での設計対策などで防げるものがあります。将来の事故防止に活かすために、誤使用や不注意による事故でも、その状況・情報を関係機関に伝えるよう、指導を行うとよいでしょう。

さらに、製品の本来目的上は安全であっても、別の事故が起こる可能性もあるため（例えば、ベビーカーでベルトや安定性などの配慮がされているが、折りたたみ時に手指をはさむなど）、製品をよく見て、起こりうる危険を予測することが必要です。

製品自体の設計、製造や表示に問題がある事故や、また、新製品の登場による予見できない事故が起こります。万一、製品による事故が起こった場合、製品事故の情報を収集・解析することで、製品の改善等につながり、将来の事故を予防することができるため、関係機関に連絡することの重要性を伝える必要があります。

11 複数の子どもがいる場合の事故

複数の子どもがいる場合、以下のような点で、事故が起こりやすいため、特に複数の子どもがいる保護者には、注意を促しましょう。

①保護者等の注意力が散漫になる

片方の子どもの世話をする、気をとられるなどの間に、他の子が事故にあうことがあります。

例 入浴時、片方の子どもの身体を洗っている間に、他の子が溺れる

②子ども同士が事故の原因となる

小さい子ども同士での行動が事故原因となることがあります。

例 兄弟が赤ちゃんの腕や足をひっぱる
兄弟がおままごとをしていて、赤ちゃんにタバコをあげてしまう
友達がこいでいるブランコにぶつかる